

連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① 圏域全体の経済成長のけん引
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② 高次の都市機能の集積・強化
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

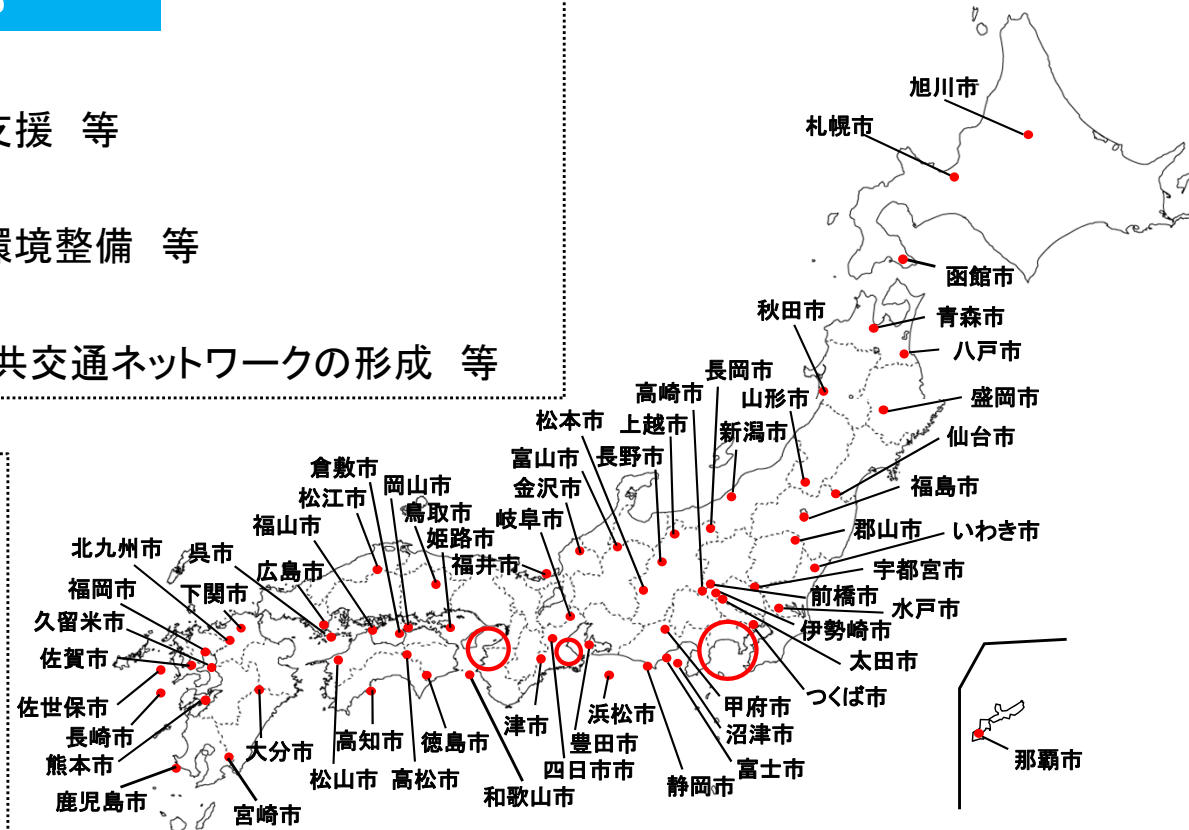
- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入 (平成26年11月1日施行)
- 平成26年度は、連携中枢都市圏形成の準備に向けた支援を行い、先行的なモデルを構築するため、国費による事業(9事業)を実施中
- 平成27年度も、国費により支援(H27当初予算案2.0億円)
- 同事業を検証し、平成27年度から本格的に地方交付税措置を講じて全国展開を図る

➤ 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢
都市宣言

連携協約
の締結

都市圏ビジョン
の策定



○具体的な都市(圏)は、来年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定
なお、従前の「地方中枢拠点都市(圏)」の要件に該当する都市(圏)※は対象とする

- ※①地方圏の指定都市、新中核市(人口20万以上)、
- ②昼夜間人口比率おおむね1以上を満たす都市(●)を中心とする圏域
⇒現時点で、全国で61都市圏が該当

○ は、三大都市圏

連携協約について

連携協約とは

- ・「地方公共団体が、他の地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約」（地方自治法第252条の2）
- ・平成26年の地方自治法改正により導入

ポイント①

政策面での役割分担等についても自由に盛り込むことが可能

- ・従来の広域連携は、主に事務を共同で処理するための枠組み（例：ごみ処理等を一部事務組合により、公平委員会の事務や住民票の写しの交付等を事務の委託により実施する等）。
- 連携協約においては、政策面での基本的な方針や役割分担を定めることが可能（例：圏域全体のまちづくりの方向性。医療サービスの提供に当たっての基本的な方針と役割分担。地域包括ケアシステムの構築に当たっての基本的な方針と役割分担。）。
- 政策の共有を実現することができる。

ポイント②

バイ(1対1)で連携協約を締結

- ・複数の自治体が広域連携を行うにあたり、合同して協約を結ぶのではなく、それぞれバイ(1対1)で連携協約を締結（合同行為でなく双務契約）。
- バイの連携協約が積み重なることによって、圏域そのものや圏域の政策が顕在化。レイヤー（重層的）構造。
- 複数の事業を行うにあたり、事業ごとに異なる自治体の組み合わせとすることが可能。

広域連携の推進

過疎集落等の維持・活性化

目指す方向性

- 持続可能な集落活性化のため、基幹集落中心に「**集落ネットワーク圏**」を形成。

具体的な支援

- **地域産業の振興と日常生活機能の確保の取組**をハード・ソフト両面から支援し、定住環境を整備。
- 集落の組織力を高めるため、**地域おこし協力隊や集落支援員**などを拡充。

集約とネットワーク化で集落を維持・活性化

※「集落ネットワーク圏」については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)において、国土交通省や農林水産省等の関連施策と連携し、「小さな拠点」を形成し、持続可能な地域づくりを推進する仕組みを検討することとされている。

定住自立圏構想の推進

目指す方向性

- 中心市(人口5万人程度以上)と近隣市町村が連携し、地方圏における「**定住の受け皿**」を形成。
※中心市宣言団体数:101団体
※協定締結等圏域数:84圏域(H27.1.30現在)

具体的な支援

- 全国的に進んでいる**医療・福祉、公共交通など生活基盤の確保に向けた取組**や、ニーズが高まっている**産業振興、移住・交流など圏域の活性化に向けた取組**を支援。

※平成27年度にこれまでの取組成果について検証を行い、その検証結果も踏まえ、今後、取組に対する支援策を検討することとしている。

地方圏の人口流出を食い止める「ダム機能」の確保

連携中枢都市圏の形成

意義

- 地域において、**相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携して、「連携中枢都市圏」を形成。**
※具体的な都市(圏)は、来年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定。なお、従前の「地方中枢拠点都市(圏)」の要件に該当する都市(圏)*は対象とする
(* 全国で61市が該当(①地方圏の指定都市、新中核市(人口20万以上)、②昼夜間人口比率おおむね1以上)

役割

- ① **圏域全体の経済成長のけん引**
- ② **高次の都市機能の集積・強化**
- ③ **圏域全体の生活関連機能サービスの向上**

実現手法

- **連携協約の導入**
- **先行的なモデルを構築する事業を実施(約1.3億円)**
- **今後、圏域全体の経済のけん引役等の役割を着実に果たしていくため、国としてさらに積極的に支援。**
(平成27年度予算案2.0億円)
- 平成27年度から、モデルの検証を踏まえて、**地方交付税措置を実施。**

「一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点」を築く

※「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、「地方中枢拠点都市圏」を含む複数の都市圏概念が「連携中枢都市圏」に統一された。